

令和6年度 遠野市農業再生協議会 水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

- 当地域は全水田面積に占める主食用米の作付面積の割合が約40%で、大豆など土地利用型作物による集団転作や飼料作物の作付けによる耕畜連携、野菜、花き等の園芸作物など、様々な作物を組み合わせた水田農業を展開している。
- 平成30年産からの国の新たな米政策により、生産者は生産調整によらない自由な米づくりが可能となった一方で、人口減少や食文化の変化、新型コロナウイルス感染症による経済活動停滞等に起因し米の消費量は減少している。それに伴う主食用米需要の落ち込みによる米価下落により、主食用米からの他の作物への転換が進んでいるものの、依然として水稻を中心とした本市の農業にとって、安定した所得の確保が課題である。
- 令和5年度より新型コロナウイルス感染症の感染法上の類型が緩和されることに伴い、経済活動の回復が見込まれ米価回復が期待できることに加え、他県の実需者との契約に基づいた安定した米供給先が確保されていること、需要が旺盛な岩手県産ブランド「銀河のしずく」の市内作付面積の拡大傾向等により、今後も主食用米の需要に応じた安定した供給体制が求められている。
- 新型コロナウイルス感染症やウクライナ侵攻等、資材・飼料等の価格高騰の要因となった国内外の社会情勢は今後も先行きが不透明であることから、耕作放棄地を含めた農地の集積化を推進することで市内における飼料自給率の向上を図り、耕種農家及び畜産農家の負担軽減及び所得向上を両立する仕組みの構築が必要である。
- 農業従事者の高齢化や後継者不在により離農する農家は増加しており、農地の受け手となる地域の担い手の育成・確保が急務となっている。
- 中山間地域特有の湿田や小規模農地が多く、水稻以外の作物の作付が困難なこと、担い手に集積されにくい農地構造であるため、全水田の約18%が不作付地の状態であり、今後、耕作放棄地化が懸念される。
- ニホンジカによる農産物被害は年々深刻化し、生息域も拡大している。最近ではイノシシの目撃情報も市内各地で寄せられるなど、有害鳥獣による被害の拡大防止に向けた対策が急務となっている。
- 将来にわたって安定的に農業生産を行い、意欲ある農業者が高い農業所得を確保していくためには、ほ場整備事業の計画的な実施による生産性向上と、「スマート農業」の導入による省力化・精密化、高品質生産を実現するほか、地域の潜在力を生かした6次産業化への展開など、新しい農業のカタチが望まれている。
- さらには、農業・農村の多面的機能が維持・発揮される取組を進め、生きがいを感じて農業に従事できる環境を構築する必要がある。

出典：遠野市農業再生協議会「水田農業の推進方針（令和5年度～令和9年度）」

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

- 本市では、農地や森林が持つ多面的機能の維持・発揮に努め、豊かな農村環境を後世に継承していくことを使命に、農林業を中心とした本市の一次産業を総合的、計画的に振興し、令和3年度から始まる第2次遠野市総合計画後期基本計画を着実に推進するため、令和3年度から令和7年度の5か年を計画期間とする『第3次遠野市農林水産振興ビジョン』（タフ・ビジョンⅢ）を策定している。
- また、コロナ禍における畜産物需要の減少のほか、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、紛争等の社会情勢の変動に伴い化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇するなどの外的要因により、個々の畜産農家の経営努力では到底太刀打ちできない程度まで所得を圧迫している状況であることから、市内畜産業の現状を再認識した上で、タフ・ビジョンⅢが示す計画（目標）達成に向けた具体的方策を示すことを目的に『遠野市畜産経営アクションプラン』を令和5年5月に策定した。
- 物価高騰は、輸入粗飼料及び配合飼料原料、化学肥料等の価格にも影響を及ぼし、農家の経費負担は増大し経営を圧迫している。一方で、地域内資源循環（耕畜連携）による堆肥活用は化学肥料低減とコスト低減を両立し、また、高騰する輸入粗飼料の代用として注目されるWCS用稲の作付けの推進により粗飼料経費の抑制を期待できる。畜産経営アクションプランと連動した取組みを推進し需給のマッチングによる効率的・効果的な飼料供給体制を構築を図り、本市の重要な産業基盤である農業の担い手である畜産農家及び耕種農家の所得向上を目指す。
- 新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和によって主食用米の需要は回復しているが、依然として人口減少や食生活の変化による消費減少は続いており、引き続き需給バランスによる米価安定に向け、需要に応じた主食用米の生産と、収益性・定着性のある品目への作付転換により農業者の所得確保を図る。
- 作付転換にあたっては、新たな設備投資や圃場の改良が不要な水稻作付（輸出用米や加工用米、飼料用米、WCS用稲）を基本に誘導を進める。
- 輸出用米及び加工用米（新規需要米）は、米の新たな販路拡大に資する有効な取組みである。本市産米は実需者との契約（生産者－農協－実需者）に基づき出荷しており、契約期間中は安定した収入を確保することができるものの、安定した数量の出荷が求められる。経済回復に伴い主食用米の市場価格が上昇傾向にあることから、契約単価が相対的に低く設定される新規需要米は補助金等の交付を前提とした契約となっている。実需者との信頼関係に基づく新規需要米の取組は、主食用米価格の下落時は農家所得確保の観点で有益な販路ではあるものの、一転、主食用米価格の上昇時における支援体制は課題である。
- 大豆は、担い手や営農組織、農業生産法人と実需者による播種前契約により作付されている。生産性向上に資する農作業集積及び団地化が進み、また農業法人を中心に水稻とのブロックローテーションが行われるなど計画的に生産されている。一方、中山間地域特有の湿害等により単収が安定しておらず、安定多収に向けた取組が必要である。担い手や営農組織を中心に更なる団地化を進め、生産性向上及びコスト低減を図るとともに、明渠や畝立て同時播種等の湿害対策技術の導入により単収向上に向けた取組を推進する。
- 野菜や花き等の野菜や花き等の高収益作物は、タフ・ビジョンⅢに基づき重点推進品目への支援を強化する。
- 作付転換にあたっては、地域に合った品種の導入による収量向上のほか、低コスト生産技術の導入の導入、担い手への農地集積及び団地化による生産性向上の取組に加え、複数複数年契約による安定的な農業所得の確保を進める。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○ 「5年に一度の水張要件」

5年間で一度も水張りしない農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となる「5年水張りルール」が令和4年秋に国より示された。直近では、令和4年度から令和8年度の5年間に於いて水張りが行われない場合、令和9年度以降は交付対象外となる。水張要件である「水稻の作付」または「1か月以上の湛水管理」且つ「連作障害による収量低下が発生していないことの確認」を行う必要があるが、国等関係機関との協議・調整を重ね、農業者への周知を図る。なお、転換作物作付地を多く有する農業者の過度の負担、水稻作付者の水利確保の支障にならぬよう十分な配慮を行うものとする。

また、再生協が行う水張要件の確認と並行し、交付対象水田（水田機能を有する農地）の整理を行うものとする。

○ 「地域計画」の策定

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、将来の農用地の効率的かつ総合的な利用の目標（目標地図）等を定めた「地域計画」を令和6年度内に策定する。令和6年度は、エリア毎の農地の利用方針（ゾーニング）を検討する地区検討会を開催し、担い手を含めた農業者や農業委員、地域住民等が話し合いを通して合意形成を図り、筆ごとの将来の耕作者の地図化（目標地図；誰が・どの農地で・何を作付けするか）を行う。地域計画に基づき、地域農業の核となる担い手を育成するとともに、農地を集積・集約化（団地化）を着実に推進することで労働生産性向上（労働時間削減、コスト削減）が期待でき、新規就農者確保や異業種参入により新たな担い手を確保するための農業基盤・環境整備を図る。また、耕作放棄地の解消により地域の環境維持にも貢献し、定期的な農地整備により獣害予防も期待できる。

○ 「畑地化」の取組み

圃場整備事業等により水路や排水対策が施された圃場については、水稻や大豆等とのブロックローテーションを中心に引き続き水田としての有効活用を図る。一方で、作物特性や栽培条件、農地状況により、畑作物に限定して作付けすることが望ましい圃場については団地化による畑地化を進める。また、飼料作物については、遠野市畜産クラスター計画に位置付けられたコントラクター組織による大規模粗飼料供給団地構想とも連携を図りながら、畑地化を含めた農地の集積・集約化を進める。

なお、本市では令和5年度より「畑地化促進事業」を活用した畑地化に取り組んでいるものの、地域計画（目標地図）の支障要因になりかねない「虫食い」状態の畑地化を避ける必要があることから、本格的な畑地化は地域計画策定後の令和7年度以降になるものと想定する。

○ 担い手と農地集積

(1) 現状と課題

ア 認定農業者

本市の農業構造については、近年一層の兼業化が進むとともに、農業従事者の高齢化などから農業の後継者不足が深刻化している。令和4年度末時点の認定農業者数は292人で、この5年間で約2割減少しているとともに、高齢化が進行している。

引き続き、認定農業者の確保、育成を図るとともに、経営の大規模化に向けて雇用労力の確保や、機械化等による更なる省力化、経営体連携による経営の合理化を進めていく必要がある。

イ 集落営農組織

令和4年度末時点の本市の集落営農組織は19経営体で、そのうち三つの組織が法人化しているが、法人化を目指す集落営農組織の約85%が法人化に至っていない状況である。集落営農組織の維持・継続に向けては、経営の効率化を図ることが重要であり、

機械・施設の共同所有によるコスト負担減や農地利用集積を図る上でも、法人化を進めていくことが必要である。

ウ 農地集積

令和4年度における担い手への農地集積面積は2,951ha、集積率は42.1%であり、平成30年度よりも128ha増(2.3%増)であるが、不作付地が年々拡大し、更には認定農業者が減少傾向にあることから、経営規模の拡大に意欲的な担い手への農地の集積・集約化が課題である。

(2) 推進方針

- 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)が法制化し令和5年4月に施行したことに伴い、本市では「どの筆を誰が耕作するか(目標地図)」を定める地域計画を令和6年度に策定する計画である。
- 本市農業委員会が中心となり地域の農業者や関係機関と協力しながら、農地の状況の把握、土地所有者及び耕作者の意向把握、耕作(予定)者の意向に基づいた目標地図の素案作成を行うことから、令和4年度より市内各地区にて検討会を開催しており今後も活動を推進する。
- 経営規模を拡大しようとする意欲のある農業者や集落営農を中心に農地の利用集積を進め、農地の効率的な活用を推進する。
- 関係機関や団体と連携し、耕作放棄地や不作付地の実態把握を行い、解消に向けた適切な取組を推進する。
- 認定農業者、認定新規就農者の確保・育成及び集落営農の組織化・法人化を支援する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

実需先から要望のある「いわてっこ」及び岩手県オリジナルブランド米「銀河のしずく」を中心に、適地適作や施肥等の適正管理により品質・食味、収量の向上を図る。また、県普及サブセンター及びJA等の関係機関が連携し、農業者を対象とした現地指導会を実施し、栽培技術の向上に向けた取組を推進する。引き続き消費者への積極的なPRや消費地との交流事業を実施するなど、本市産米の消費拡大に向けた取組を実施する。

(2) 備蓄米

実需者との契約に基づき、現行の作付面積を維持する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米は、配合飼料原料としての需要に応じるため、適正な施肥管理及び堆肥利用等により多収量を確保するとともに、低コスト栽培等により安定供給及び生産者の所得向上を図る。なお、国方針により令和6年産以降の一般品種の段階的支援単価の引き下げとなることから、多収品種の更なる定着を促す。

イ 米粉用米

取組については想定していない。

ウ 新市場開拓用米

実需先からの要望数量に応じ安定した供給数量を確保するため、産地交付金及びコメ新市場開拓等促進事業等の支援も活用しながら、生産者の所得確保を図る。令和5年度から新型コロナウイルス感染症の感染法上の類型が緩和され、経済活動の回復が見込まれることにより、令和5年産主食用米の概算金は前年比10%以上の増となるなど米価は回復傾向にある。このことから、主食用品種による取組である輸出用米については、所得向上機会を逸失することなく、且つ、実需との結び付きを

維持するよう支援する。

エ W C S用稲

W C S用稲は、輸入牧草等の粗飼料の代替として需要があることから、団地化等を推進し安定収量を確保することで市内自給体制の底上げを図るとともに、低コスト栽培等の推進により農家の所得確保を図る。国内外の社会情勢の先行きが見通せない状況下において、物価高騰が継続する中、耕種農家及び畜産農家の負担軽減及び所得確保を両立する取組みが求められており、地域内飼料自給率の向上に資するW C S用稲については、前年の作付面積が維持されるよう支援する。

オ 加工用米

実需先からの要望数量に応じ安定した供給数量を確保するため、産地交付金及びコメ新市場開拓等促進事業等の支援も活用しながら、生産者の所得確保を図る。令和5年度から新型コロナウイルス感染症の感染法上の類型が緩和され、経済活動の回復が見込まれることにより、令和5年産主食用米の概算金は前年比10%以上の増となるなど米価は回復傾向にある。このことから、主食用品種による取組である加工用米については、所得向上機会を逸失することなく、且つ、実需との結び付きを維持するよう支援する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

大豆は、担い手や営農組織、農業生産法人と実需者による播種前契約により作付されている。生産性向上に資する農作業集積及び団地化が進み、また農業法人を中心に水稻とのブロックローテーションが行われるなど計画的に生産されている。一方、中山間地域特有の湿害等により単収が安定しておらず、安定多収に向けた取組が必要である。助成額を確保し、担い手や営農組織を中心に更なる団地化を進め、生産性向上及びコスト低減を図るとともに、湿害対策技術の導入により単収向上に向けた取組を推進する。

飼料作物は、国内外の社会情勢の先行きが見通せない状況下において、物価高騰が継続する中、耕種農家及び畜産農家の負担軽減及び所得確保を両立する取組みが求められており、地域内飼料自給率の向上に資する飼料作物については、前年の作付面積が維持されるよう助成を継続する。

(5) そば、なたね

そばについては、排水対策による生産性向上と品質向上を図ることに加え、担い手や集落営農組織への集積を図りつつ現行の作付面積を維持する。なたねについては取組が少ない状況にあるが、引き続き需要に応じた生産に取り組む。

(6) 地力増進作物

主食用米と比較して面積あたりの所得が高い高収益作物の産地化を図る上で、連作障害の回避や、土壌診断に基づく緑肥作物の作付による地力増進を進め収量向上を図る。

(7) 高収益作物

遠野市農林水産振興ビジョンに基づき、収益性が高い作物の導入を推進するなど、農家所得の向上を図る。また、J Aいわて花巻等の関係機関と連携し、流通、市場の確保・安定化や技術指導などにより生産量の増大を図る。

ア 野菜

重点 推進品目に位置付けるピーマン、ほうれんそう、ニラ、アスパラガスを中心に作付推進を図る。

イ 花き・花木

推奨品目に位置付けるトルコギキョウ、カンパニュラ、リンドウ、小菊を中心に作付推進を図る。

ウ 果樹

推奨品目に位置付けるブルーベリー及びヤマブドウを中心に作付推進を図る。

エ その他高収益作物

本市の基幹畑作物である葉タバコ及びホップの作付推進を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位: ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,427	0	1,532	0	1,500	0
備蓄米	23	0	23	0	23	0
飼料用米	268	0	220	0	220	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	6	0	6	0	7	0
WCS用稲	102	0	102	0	105	0
加工用米	33	0	33	0	35	0
麦	3	0	3	0	5	0
大豆	137	0	140	0	150	0
飼料作物	496	0	460	0	400	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	7	0	8	0	10	0
なたね	0	0	1	0	1	0
地力増進作物	6	0	7	0	9	0
高収益作物	43	0	50	0	60	0
・野菜	35	0	38	0	44	0
振興作物①	13	0	14	0	16	0
振興作物②	1	0	2	0	4	0
振興作物③	21	0	22	0	24	0
・花き・花木	5	0	7	0	11	0
振興作物②	3	0	4	0	6	0
振興作物③	2	0	3	0	5	0
・果樹	0	0	2	0	2	0
振興作物②	0	0	1	0	1	0
振興作物③	0	0	1	0	1	0
・その他の高収益作物	3	0	3	0	3	0
振興作物③	3	0	3	0	3	0
その他	6	0	6	0	6	0
・景観形成作物	6	0	6	0	6	0
畑地化	49	-	37	-	32	-

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度実績 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
1	野菜、花き、果樹、雑穀、 その他作物	作物作付助成	振興作物の作付面積	43.2ha	59ha
2	野菜、花き、果樹、雑穀、 その他作物	担い手加算助成①	担い手による作付面積	12.6ha	23ha
			担い手への集積率	29.1%	38.0%
3	加工用米、新市場開拓用米	担い手加算助成②	担い手による作付面積	32.4ha	44ha
			担い手への集積率	65.5%	76.0%
4	飼料用米、WCS用稲	担い手加算助成③	担い手への集積率 (飼料用米)	95.3%	98.0%
			担い手への集積率 (WCS用稲)	68.6%	76.0%
5	飼料用米、WCS用稲、 麦、大豆	連担団地化助成	団地化比率 (飼料用米)	45.5%	65.0%
			担い手集積率 (飼料用米)	100.0%	100.0%
			団地化比率 (WCS用稲)	8.1%	30.0%
			担い手集積率 (WCS用稲)	100.0%	100.0%
			団地化比率 (麦・大豆)	58.2%	80.0%
			担い手集積率 (麦・大豆)	100.0%	100.0%
6	飼料用米、大豆	土づくり推進助成	土づくり取組面積 (飼料用米)	67.2ha	70ha
			10a当たりの収量 (飼料用米)	555.7kg	575kg
			土づくり取組面積 (大豆)	66.2ha	100ha
			10a当たりの収量 (大豆)	163.9kg	155kg
7	飼料用米	直播栽培による 低コスト生産助成	直播栽培取組面積	45.3ha	49ha
			労働時間の削減	▲6.0時間	▲6.0時間
8	飼料用米	疎植栽培による 低コスト生産助成	直播栽培取組面積	151.3ha	156ha
			労働時間の削減	▲1.0時間	▲1.0時間
9	WCS用稲	資源循環助成 (耕畜連携)	資源循環の取組面積	54ha	70ha
			資源循環の取組割合	36.6%	75.0%
10	WCS用稲	WCS用稲専用品種取組 助成	WCS用稲作付面積	102.3ha	140ha
			専用品種取組面積	0.97ha	60ha
			10a当たりの収量 (専用品種)	5.4ロール	6.5ロール
11	加工用米	加工用米複数年契約 助成	複数年契約による加工 用米取組面積	32.4ha	37ha
12	新市場開拓用米	新市場開拓用米作付 助成	新市場開拓用米作付 面積	R6より新規	9ha
13	大豆	湿害対策助成	湿害対策取組率	R6より新規	80.0%
			10aあたり単収(湿害 対策取組者)	R6より新規	180kg
14	そば	集積助成	集積面積 (作付面積の計)	5.6ha	8ha
			労働時間の削減	▲0.5時間	▲0.5時間
15	飼料作物	集積助成	集積面積 (作付面積の計)	250.9ha	190ha
			労働時間の削減	▲0.5時間	▲0.5時間
16	景観形成作物	作物作付助成 (景観形成作物)	作付面積	6.0ha	10ha
			産直入込数(年間)	1,090,610人	1,350,000人
17	そば、なたね	【国メニュー】 そば・なたね作付助 成	作付面積 (そば)	6.6ha	8ha
			作付面積 (なたね)	0ha	1ha
18	新市場開拓用米	【国メニュー】 新市場開拓用米作付 助成	新市場開拓用米 作付面積	6.5ha	9ha
19	新市場開拓用米	【国メニュー】 新市場開拓用米複数 年契約助成	新市場開拓用米 作付面積	6.5ha	9ha
20	地力増進作物	地力増進作物助成	作付面積	5.7ha	11ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 岩手県

協議会名: 遠野市農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	作物作付助成①	1	25,000	野菜	作付面積に応じて支援
1	作物作付助成②	1	15,000	野菜、花き・花木・果樹	作付面積に応じて支援
1	作物作付助成③	1	5,000	野菜、花き・花木・果樹、その他高収益作物	作付面積に応じて支援
2	担い手加算助成①	1	3,000	野菜、花き・花木・果樹、その他高収益作物	地域農業マスタープランに登録されている担い手による作付面積に応じて支援
3	担い手加算助成②	1	10,000	加工用米、新市場開拓用米(輸出用米)	地域農業マスタープランに登録されている担い手による作付面積に応じて支援 ※新市場開拓用米はコメ新市場開拓等促進事業採択時は適用不可
4	担い手加算助成③	1	2,000	飼料用米、WCS用稲	地域農業マスタープランに登録されている担い手による作付面積に応じて支援
5	連担団地化助成	1	3,000	飼料用米、WCS用稲、大豆、小麦	取組面積(連担団地化)に応じて支援 ※新規需要米(飼料用米及びWCS用稲)は新規需要米取組計画の認定
6	土づくり推進助成	1	3,000	飼料用米、大豆	取組面積(堆肥散布等)に応じて支援 ※新規需要米(飼料用米)は新規需要米取組計画の認定
7	直播栽培による低コスト生産助成	1	3,000	飼料用米	取組面積(直播栽培等)に応じて支援 ※新規需要米取組計画の認定
8	疎植栽培による低コスト生産助成	1	3,000	飼料用米	取組面積(疎植栽培等)に応じて支援 ※新規需要米取組計画の認定
9	資源循環助成(耕畜連携)	1	3,000	WCS用稲	取組面積(堆肥散布等)に応じて支援 ※新規需要米取組計画の認定
10	WCS用稲専用品種取組助成	1	3,000	WCS用稲	作付取組面積に応じて支援 ※新規需要米取組計画の認定
11	加工用米複数年契約助成	1	10,000	加工用米	取組面積に応じて支援 ※新規需要米取組計画の認定
12	新市場開拓用米作付助成	1	19,000	新市場開拓用米(輸出用米)	作付面積に応じて支援 ※コメ新市場開拓等促進事業採択時は適用不可
13	湿害対策助成	1	3,000	大豆	取組面積に応じて支援 ※湿害対策・・・明渠、暗渠、深耕、畝立て播種等 ※実需者との播種前契約、ゲタ対策認定者
14	集積助成(そば)	1	5,000	そば	取組面積(集積)に応じて支援
15	集積助成(飼料作物)	1	2,000	飼料作物	取組面積(集積)に応じて支援
16	作物作付助成(景観形成作物)	1	3,000	景観形成作物	作付面積に応じて支援
17	【国】そば・なたね作付助成	1	20,000	そば、なたね	作付面積に応じて支援
18	【国】新市場開拓用米作付助成	1	20,000	新市場開拓用米(輸出用米)	作付面積に応じて支援 ※コメ新市場開拓等促進事業採択時は適用不可
19	【国】新市場開拓用米複数年契約助成	1	10,000	新市場開拓用米(輸出用米)	作付面積に応じて支援 ※コメ新市場開拓等促進事業採択時のみ適用可
20	【国】地力増進作物助成	1	20,000	地力増進作物	作付面積に応じて支援

※1 ニ毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、ニ毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(ニ毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、ニ毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携でニ毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・ニ毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、ニ毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携でニ毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

使 途 1	使 途 2	その他作物名	作物分類
作物作付助成①	担い手加算助成①	ピーマン	野菜
		ハウレンソウ	
		アスパラガス	
		ニラ	
		早池峰菜	
		琴畑カブ	
作物作付助成②	担い手加算助成①	キュウリ	野菜
		ウド	
		シドケ	
		ゼンマイ	
		タラノメ	
		ワラビ	
		ブルーベリー	果樹
		ヤマブドウ	
		菊	花き 花木
		トルコギキョウ	
		カンパニュラ	
		りんどう	
作物作付助成③	担い手加算助成①	トマト(ミニトマト含む、加工用除く)	野菜
		なす	
		かぼちゃ	
		すいか	
		メロン	
		はくさい	
		レタス	
		だいこん	
		さやいんげん	
		未成熟とうもろこし	
		かんしょ	
		しいたけ	
		トウガラシ	
		カリフラワー	
		ブロッコリー	
		せり	
		ふき	
		みょうが	
		ごぼう	
		わさび	
		ホースラディッシュ	

別紙

用途1	用途2	その他作物名	作物分類
		クレソン	
		ギョウジャニンニク	野菜
		ウルイ	
		マコモダケ	
		ユウガオ	
		エゴマ	
		いちご	
		さといも	
		れんこん	
		ウリ	
		みつば	
		しそ	
		かぶ	
		やまいも	
		さやえんどう	
		落花生	
		赤カブ	
		アオマメ	
		パドロン	
		ナガイモ	
		パプリカ	
		ズッキーニ	
		ニガウリ(ゴーヤー)	
		シシトウ	
		パセリ	
		ハツカダイコン	
		チンゲンサイ	
		オクラ	
		ぶどう	果樹
		りんご	
		うめ	
		かき	
		くり	
		くるみ	
		サルナシ	
		カシス	
		ハスカップ	

別紙

用途1	用途2	その他作物名	作物分類
		ボケ	花き 花木
		ハス	
		モミジ	
		ヤマユリ	
		キキョウ	
		ヒマワリ	
		モロコシ(タカキビ)	雑穀
		アマランサス	
		アワ	
		ごぼうの種	種苗類
		タマネギの苗	
		キュウリの苗	
		トマトの苗	
		ブルーベリーの苗	
		葉たばこ	その他作物
小豆			
加工用青刈り稲			
ホップ			
作物作付助成 (景観形成作物)		レンゲ	景観形成作物
		ヒマワリ	
		コスモス	
		菜の花	
		そば	
		あやめ	
		ルピナス	
		クローバー	
		キガラシ	
		マリーゴールド	
		ヘアリーベッチ	
		アマランサス	
		ベゴニア	
		ナタネ	
サルビア			
地力増進作物助成		ライムギ	地力増進作物
		エンバク	
		クローバー	
		ヘイオーツ	